

姫監公表第4号

令和7年3月25日

姫路市監査委員	三輪 徹
同	芝野 稔
同	常盤 真功
同	石見 和之

令和6年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 市民局定期監査結果報告書
- 2 観光経済局定期監査並びに関係指定管理者監査及び関係補助金等交付団体監査結果報告書
- 3 観光経済局隨時監査結果報告書
- 4 デジタル戦略本部定期監査結果報告書
- 5 健康福祉局定期監査並びに関係指定管理者監査及び補助金等交付団体監査結果報告書
- 6 会計課定期監査結果報告書
- 7 教育委員会事務局定期監査結果報告書
- 8 教育委員会事務局隨時監査結果報告書

令和6年度 観光経済局随時監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく随時監査及び行政監査

(2) 監査の対象

観光経済局 姫路城総合管理室

出先機関 動物園

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和6年11月11日から令和6年12月23日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

(1) 支出関係事務

ア 修繕に係る契約事務

この事務について関係書類を調査したところ、令和6年度の修繕において、同じ動物園内の施設に対し、予定価格が20万円以下で同一の契約日、納入期限、検収日の修繕を同一事業者と契約している案件が複数見受けられた。

姫路市契約規則第21条第1項第1号及び物品取扱規則第10条により、予定価格20万円未満の修繕は専行調達できると規定されているが、これらの修繕は、修繕場所や発注時期、納期を考慮すると合算して発注することが可能であり、専行調達できる予定価格20万円を超えることとなる。この場合、複数事業者からの見積りを徴する必要があり、そうすることにより一定

程度の競争性を確保することができる。契約相手方の決定は、競争性や公平性、透明性の確保の必要性から、入札によることが原則であり、少額による随意契約においても競争見積もりによることを十分認識し、安易に専行調達に頼らず、年間を通した修繕計画を作成するなど、適切な時期、発注規模による契約とされたい。また、専行調達による場合においても契約相手方に極端な偏りが生じないよう留意し、適正な契約事務に努めてもらいたい。

イ 飼料に係る契約事務

この事務について関係書類を調査したところ、動物飼料の購入において、発注後に歳出予算の流用が行われており、契約時点では予算措置がなされていない事案があった。

地方自治法第232条の3では、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないと規定されているため、歳出予算を執行する際に予算が不足する場合は、事前に予算流用等による予算措置を行った上で契約事務を行われたい。